

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 組織計画

### 1. 五木村災害対策本部

五木村災害対策本部の組織、編成及び対策部の事務分掌は、「五木村災害対策運営要綱」の定めるところによる。

#### (1) 設置基準

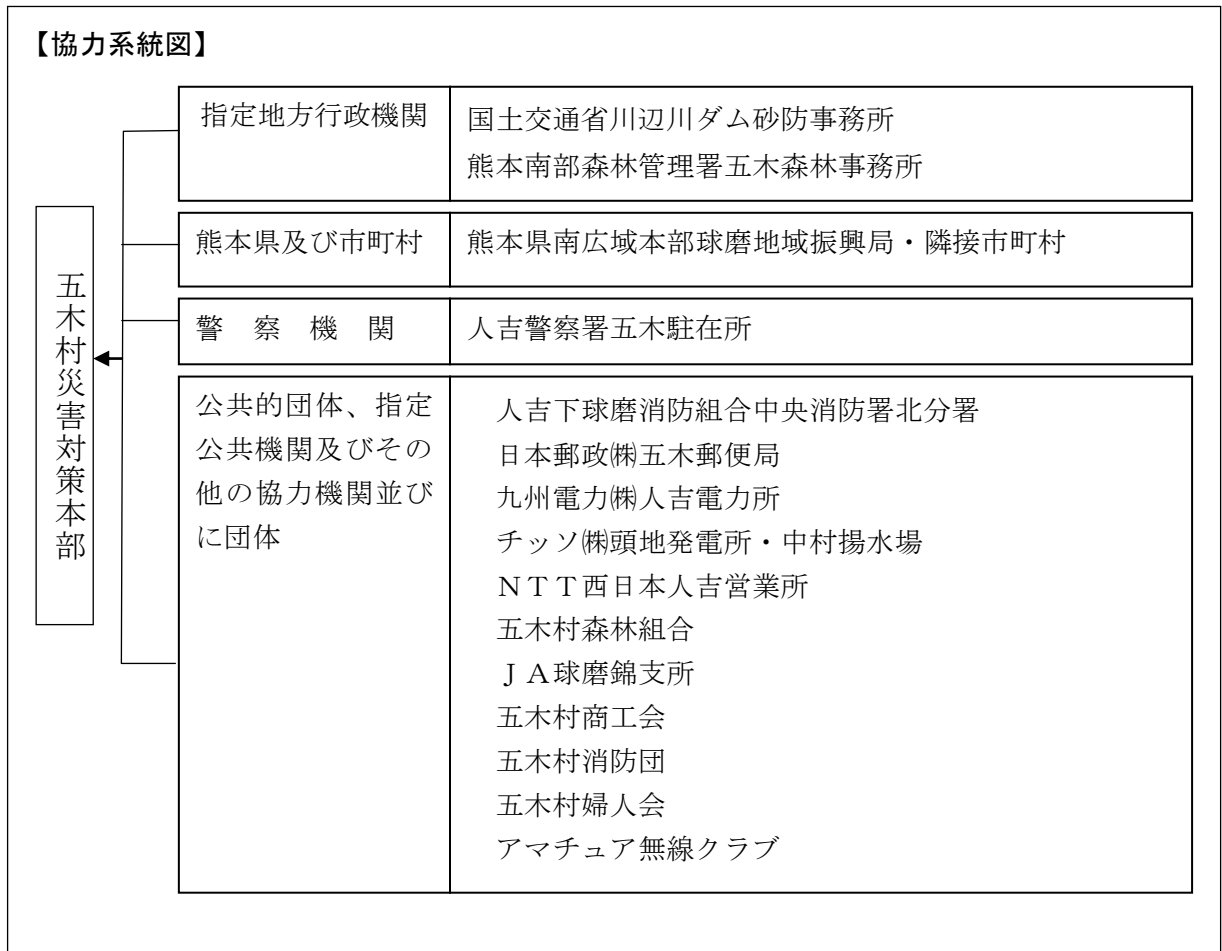
- ①村内で震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ②災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とするとき。
- ③前記②の他著しく激甚である被害で応急対策を実施する必要があるとき。尚、本部の設置及び廃止は必要な関係機関に連絡するものとする。

### 2. 災害対策系統

災害が発生する恐れまたは発生した場合において、応急対策を実施するための組織は次のとおりである。

#### (1) 五木村災害対策本部と防災関係機関との協力系統

五木村の地域について災害が発生する恐れまたは発生した場合に、村長は必要があると認めるときは、五木村災害対策本部を設置して防災の推進を図る。なお五木村防災会議を構成する関係機関は、本村における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため五木村災害対策本部と緊密な連絡協調を図るとともに、積極的な応急対策活動に参画するものとする。



## 第2節 動員計画

### 1. 動員体制の整備

関係機関の長並びに村長は、災害発生の恐れ又は災害が発生した場合に於ける災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部または一部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに相互に協調するよう努めるものとする。尚、地震災害対策にかかる村職員の配置は、第34節「地震災害対策計画」に詳細に定める。

### 2. 村職員の動員体制

#### (1) 災害対策本部設置前の動員体制

- ① 気象業務法に基づく災害発生の恐れのある注意報（以下「注意報」という。）で大雨注意報・洪水注意報が発表された場合又は震度4弱以上の地震が発生した場合は職員を配置し災害情報及び雨量水位等の災害関係資料並びに被害報告の収集にあたるものとする。

区分	課員	人員	備考
注意体制	総務課	2名	

- ② 気象業務法に基づく災害に関する警報が発表されたとき、又は震度5弱以上の地震が発生した場合、もしくは災害発生の恐れや災害が発生した場合は、次表の配置体制により災害情報連絡本部を設置し、警報伝達・災害情報及び被害の収集等の災害応急対策の実施にあたるものとする。

#### 第1配置

区分	待機場所	人員
第1次待機班 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき	役場	3名
第2次待機班 災害発生の恐れがある場合もしくは災害が発生した場合に、第1次待機班からの連絡で役場に出動するものとする。	自宅待機	3名

#### (2) 災害対策本部設置後の動員体制

- ① 災害対策を強力にかつ迅速に推進するために、状況に応じ職員の全部又は一部を動員して地区ごとに配置すると共に、必要に応じて村長は消防団長に対して消防団員の配置及び出動を要請するものとし、要請を受けた消防団は第27節消防計画により活動するものとする。

#### 第2配置

第2配置体制	配置時期	気象業務法に基づく警報が発表され、又は局地的な災害発生の場合、その他本部長が必要と認めるとき
	配置内容	災害の状況により本部長が職員を配置させ円滑に対応できる体制

### 第3配置

第3配置体制	配置時期	局地的に災害が発生し更にこれが拡大して広域にわたる災害が発生する恐れがある場合本部長が当該配置を指示したとき
	配置内容	全職員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急体制が強力に推進できる体制

第2・第3配置体制は別冊資料編「職員動員計画」のとおりである。

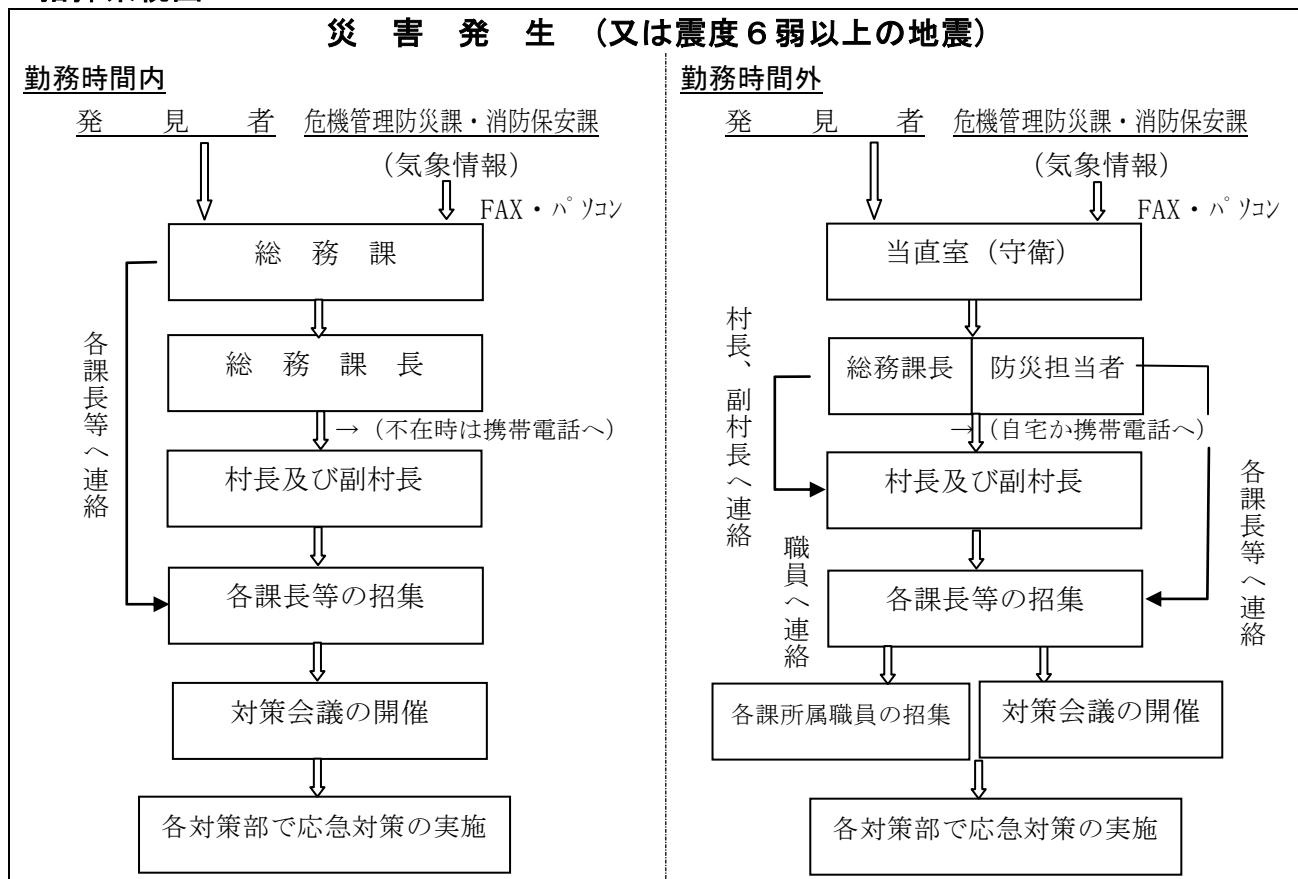
② 職員は、災害が発生した場合は進んで上司と連絡をとり、また自らの判断で参集し活動するよう配慮するものとする。

#### (3) 職員の召集

配置指令の伝達

職員配置の指令及び配置担当者の召集の伝達は、次の系統により行うものとする。

### 指揮系統図



#### (4) 動員解除

災害応急措置の動員体制は次の場合解除するものとする。

- ① 災害発生の恐れがある注意報及び警報が解除されたとき。
- ② 災害発生の危険が去ったとき。
- ③ 災害の不拡大が確認されたとき。
- ④ その他村長 (本部長) が解除の指示をしたとき。

### 3. 関係機関との連携

村は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、五木村災害対策本部、熊本県災害対策本部、熊本県現地災害対策本部、熊本県地方災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため外部の専門家や関係機関等の参加を求めるものとする。

### 4. 災害対策本部室等のスペース確保

村は、災害対策本部の代替施設の選定(確保)に努めるものとする。また、国、県、関係機関から連絡員等の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。

### 5. 災害対策本部運営要領等の作成

村は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害対策本部が設置された場合、迅速かつ的確に行動ができるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等(災害対策本部行動マニュアルなど)を作成するものとする。なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

## 第3節 気象予警報伝達計画

災害に関し災害対策基本法、気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限に防除するため、次により気象の予警報の伝達を実施するものとする。

#### 1. 定義

この計画において注意報、警報、水防警報、火災気象通報、気象情報、地震情報等の定義は県計画による定義とする。

#### 2. 注意報及び警報等の伝達方法

注意報及び警報等は次の系統図により迅速、的確に伝達し一般に周知させるものとする。

(1) 次の種類の注意報及び警報は下記伝達系統図による。

イ. 注意報のうち風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・雷注意報・洪水注意報

ロ. 警報のうち 暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報

\* 伝達系統図については資料編別表1のとおりとする

(2) 次の種類の注意報及び警報は下記伝達系統図による。

イ. 注意報のうち風雪注意報・大雪注意報・濃霧注意報・乾燥注意報・霜注意報・低温注意報

ロ. 警報のうち 暴風雪警報・大雪警報

\* 伝達系統図については資料編別表2のとおりとする

(3) 火災気象通報の発令及び解除は下記系統図による。村長は火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令するものとする。

\* 伝達系統図については資料編別表3のとおりとする

### 3. 注意報及び警報の住民への周知

村長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報等を本村防災計画の定めるところにより迅速に住民へ周知徹底するよう努めるものとする。また、予警報等伝達責任者を事前に定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の連絡先を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

### 4. 異常現象発見時における措置

#### (1) 定 義

ここにいう異常現象とは、県計画に掲げる自然現象をいう。

#### (2) 通 報

災害の発生する恐れのある異常現象を発見した者は、直ちに自己または他人により村長又は警察官へ通報するものとする。(基本法第54条)

#### (3) 異常現象を発見した場合における通報は、下記系統図により迅速に通報するものとする。

\* 通報系統図については資料編別表4のとおりとする

## 第4節 通信設備利用計画

災害が発生する恐れ、又は発生した場合における災害予警報の伝達もしくは被害状況等情報の収集その他、応急措置等についての通信は次により行うものとする。

### 1. 災害予警報の伝達

災害予警報の計画に基づき注意報、警報、情報及び通報を関係機関並びに住民に伝達する場合は次によるものとする。

#### (1) 村における措置

村長は伝達された事項を次により関係機関、住民に徹底するものとする。

- ① I P 告知端末 ②五木村ケーブルテレビ自主放送 ③村防災行政無線 ④サイレン
- ⑤ I P 電話 ⑥加入電話 ⑦全国瞬時警報システム (J-ALERT) ⑧携帯電話一斉メール (エリアメール) ⑨その他速やかに周知できる方法

### 2. 被害状況等の収集

(1) 被害収集班よりの現地状況報告は次によるものとする。

- ①村防災行政無線 (携帯用無線機各消防団員宅と役場・公用車に設置) ②加入電話
- ③ I P 電話

(2) 村長より県の出先機関への報告

- ①加入電話 ②無線電話 (衛星) ③電報 ④県防災情報ネットワーク

(3) 前記以外の通信設備の利用

前記における通信設備の利用が不能となった場合、次の機関の専用電話か無線機を利用する。

- ①警察通信設備 ②電力会社 ③N T T 孤立防止対策用衛星電話
- ④人吉下球磨消防組合北分署の無線 ⑤村内アマチュア無線交信者の無線

(4) 総ての通信設備が途絶した場合、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者を以て連絡するものとする。

## 第5節 情報収集及び被害報告取扱計画

基本法及びその他の法令の規定に基づく災害情報収集一般被害報告、部門別被害状況報告及び災害応急対策に要した経費に関する報告 (以下「被害報告等」という) の取扱については次のとおりである。

### 1. 定 義

次の各号に掲げる用語の意義は県計画による定義による。

- ①住 家 ②世 帯 ③全 壊 ④半 壊 ⑤床上浸水 ⑥床下浸水 ⑦死 者
- ⑧行方不明 ⑨重 傷 ⑩軽 傷 ⑪非住家 ⑫田畑流失 ⑬田畑埋没 ⑭災害情報

### 2. 被害報告取扱責任者

村長は被害報告が迅速かつ的確に処理できるよう下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取

扱責任者を定めておくものとする。被害報告取扱責任者は、災害対策本部内の各対策部からそれぞれ1名とする。

### 3. 報告の種別

#### (1) 災害速報

- ・災害の速報様式は災害情報については県計画様式第1号（資料編）
- ・一般被害状況報告については県計画様式第2号（資料編）
- ・部門別被害状況報告については県計画別報告取扱要領による様式

##### ①災害情報

その都度直ちに報告するものとする。

##### ②一般状況報告

災害が発生し被害状況が判明次第報告し、その後変更の都度報告するものとする。

##### ③部門別被害状況報告

被害状況が判明する都度報告するものとし、先に報告した事項について変更があったときはその都度報告するものとする。

##### ④災害応急対策経費報告

災害応急対策に要した経費については、判明次第直ちに報告するものとする。

#### (2) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了したとき、文書をもって報告するものとする。この場合の報告については、それぞれ災害速報の様式に準じて報告するものとする。

#### (3) 消防庁への報告

震度5強以上の地震が発生した場合、被害の有無を問わず消防庁に報告するものとする。

(火災・災害等即報要領 資料編)

### 4. 被害等の調査

村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や地区からの情報をもとに、村内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の発生時においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村内でゆくえ把握に努めるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領(別冊資料編参照)に基づいておこなうこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ① 人的被害(行方不明者の数を含む)
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害報告

※「③家屋等の被災状況」の調査について

村は、県が開催する家屋の被害認定の担当者のための研修に積極的に参加し、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。

## 5. 収集及び報告

- (1) 村長は村内の確実な被害報告を取り纏め球磨地域振興局の各関係部局に報告するものとする。
- (2) この報告中、災害報告については、無線、加入電話、FAX又は最も迅速かつ的確な方法で報告するものとし、確定報告は文書をもって報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に報告があったときは、宿日直者が受理し直ちに総務課長及び各担当課長へ連絡するものとする。

## 第6節 広報計画

災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し被害の軽減と民心の安定を図る。

### 1. 広報組織

村長はそれぞれの分担事務又は業務について広報活動に努めるものとする。

### 2. 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 収集した情報については速やかに報道機関に発表するものとする。
- (2) 広報活動の資料及び記録用として災害写真の撮影及び被災現場等の取材を行うものとする。

### 3. 住民に対する広報の方法

災害に対する心構え、災害状況、応急対策について広報紙、チラシ等を作成し啓発を行う。

## 第7節 応急措置等計画

### 1. 村長の応急措置

#### (1) 村長の応急措置実施についての責任

村長は、本村に災害が発生し又は正に発生しようとしているときは、法令または消防計画に定めるところにより災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施しなければならない。(基本法第62条第1項)

#### (2) 消防機関の出動命令等

村長は災害発生のおそれがあるときは、消防機関に出動の準備をさせもしくは出動を命じ又は警察官に出動を求める等災害応急対策責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、もしくは求めなければならない。(基本法第58条)



(3) 設備物件の除去等事前の措置

村長は、災害が発生する恐れがあるときは、災害が発生した際に災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示し、またはこれらの指示について状況によっては警察署長に要求することができる。(基本法第59条)

(4) 警戒区域の設定

村長は、災害が発生し又は正に発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限しもしくは禁止し又は当該区域からの撤去を命じ又はこれらのことを行うことを警察官に求めることができる。(基本法第63条)

(5) 工作物等の使用、収用等

村長は、災害が発生し又は正に発生しようとしている場合、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、基本法施行令第24条に規定する手続きによって、本村内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木その他の物件を使用し又は収用し、またこれらのことを行うことを警察官に求めることができる。(基本法第64条第1項)

(6) 工作物等の除去、保管等

村長は、本村内に災害が発生し又は正に発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を取り若しくはこれらの措置について警察官に求めることができる。

村長は工作物を除去したときはその保管、公示、売却及び売却手続き、費用徴収、返還することのできない場合の帰属について基本法第64条第2項後段、第3項、第4項、第5項、第6項、同法施行令第25条、第26条、第27条の規定に基づいて行うものとする。(基本法第64条)

(7) 業務命令

村長は、本村内に災害が発生し又は正に発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事せしめ、若しくはこれを警察官に求めることができる。(基本法第65条)

(8) 損失補償

村は、前記(5)により、村長による工作物等の使用、収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失について補償の請求があったときは、これを補償しなければならない。(基本法第82条第1項)

(9) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

村は、村長又は警察官が前記(7)の業務従事命令及び(4)の警戒区域の設定のため、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり又は廃失となったときは、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害について基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより行う。(基本法第84条第1項)

(10) 災害救助法が適用されたときは、村長は知事の補助として救助事務を行う。(救助法施行令第8条)

## 2 村の委員会、委員等の応急措置

村の委員会、委員、村内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、村内に災害が発生し又は正に発生しようとするときは、防災計画の定めにより村長の所轄の下にその掌握事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し又は村長の実施する応急措置に協力しなければならない。（基本法第62条第2項）

## 第8節 自衛隊派遣要請計画

### 1. 災害派遣要請基準

自衛隊法（昭和29年法律第165条）第83条の規定に基づき自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりである。

- (1) 天災、地変、その他災害に際して人命又は財産保護の為に緊急に対処を要し、かつ被災地の消防団等によっても対処し得ないと認められるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防について緊急を要するため自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

### 2. 災害派遣要領

自衛隊の派遣要請は、知事が単独又は村長の要請に基づき、第8師団長に要請するものとする。

### 3. 活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、次に掲げる活動を行う。

- ⑥ 命の救助 ②消火活動 ③水 防 ④救援物資の輸送 ⑤通路の応急啓開  
⑥応急の医療 ⑦応急防疫 ⑧応急給水 ⑨入浴支援 ⑩給 食 ⑪宿泊活動

### 4. 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対しては、次の事項に留意するとともに自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。
- (2) 自衛隊の任務を充分理解し応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し村及び住民は積極的に協力する。
- (4) 災害地における作業に関しては村と自衛隊指揮者との間で十分協議して決める。
- (5) 使用器材等の準備、経費の負担分については県計画による。

## 第9節 避難計画

災害が発生し又は発生する恐れのある場所において、住民の生命および身体を災害から守り、危険な状態にある住民を安全な場所に避難させるための計画は次による。

### 1. 実施責任者

住民等を災害から保護するため、避難勧告、指示等の実施責任者は次のようにそれぞれ法律により定められている。

(1) 村長(基本法第60条)

村長は避難のため「立退き勧告」「立退き及び立退先の指示」をすることができる。

(2) 警察官(基本法第61条 警察官職務執行法第4条)

(3) 水防管理者(水防法第22条)

(4) 知事又はその命を受けた県職員(水防法第22条)

(5) 災害の為派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(自衛隊法第94条)

警察官がその場にいない場合に限る。

以上の避難措置を命令すべき権限を有する者は、住民等に危険をもたらす恐れがあると判断したときは第1次的に災害応急対策の実施責任者である村長を中心に、相互に連絡協調して住民を安全な場所へ避難させるよう指導するものとする。

## 2. 避難計画

(1) 避難予定場所は被災地の最近距離の学校等公共施設とし、あらかじめ村長はその所在地、名称、収容人員等を把握しておくものとする。

(2) 避難勧告等の発令基準

①避難勧告等の基準(資料編81頁「五木村避難勧告等の発令基準」参照)

避難勧告基準の発令の判断基準は下表のとおりであるが、この運用にあたって村長及び避難措置を命令すべき権限を有するものは、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測で捕らえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確に出来ないものも考慮しつつ、総合的な判断を行なうこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒地域ブロック	東部・西部・北部・南部ブロック
対象地区	村内全地区
避難準備情報 (要援護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁りや量の変化)の発見</li> <li>・1時間後に降雨指標値が「土砂災害発生の目安となる線」に到達</li> <li>・1時間後に降雨指標値が「避難勧告発令の目安となる線」に到達</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁道路等にクラック発生)の発見</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間後に降雨指標値が「土砂災害発生を目安となる線」に到達</li> <li>・ 降雨指標値が「避難勧告発令を目安となる線」に到達し、引き続き降雨が見込まれる。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣で土砂災害が発生</li> <li>・ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見</li> <li>・ 降雨指標値が「避難勧告発令を目安となる線」に到達し、引き続き降雨が見込まれる。</li> </ul>

情報の入手先 大雨注警報：熊本地方気象台 雨量情報：熊本地方気象台

降雨指標値：熊本県砂防課・熊本地方気象台

## ②立退き準備の勧告基準

村長及び避難措置を命令すべき権限を有するものは災害が発生する恐れのある地域が生じた場合はよく現地の状況を調査してその都度現場において指示する。

## ③立退き勧告指示の基準

立退き勧告指示の基準は、県計画に準ずる。

## ④立退き時における携帯品の制限

③の基準に従い指示する。

## (3) 避難勧告等の伝達周知方法

### ①伝達責任者及び伝達組織

村長及び避難勧告、指示等の実施責任者はその必要が生じた場合は、本部及び各地区情報責任者へ伝達し、情報責任者は伝達責任者となる。

### ②周知手段

伝達を受けた伝達責任者は、次の方法により被災住民に対し迅速的に伝達するものとする。

イ. IP告知端末 ロ. 五木村ケーブルテレビ自主放送 ハ. 防災行政無線  
ニ. IP電話 ホ. 加入電話 ヘ. サイレン ト. 広報車 チ. 携帯電話一斉メール（エリアメール）

以上の方法が利用できない状態になった場合は使者を以て伝達する。

### ③避難勧告等発令の報告

村長は、避難勧告等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

## (4) 避難の誘導

村長及び避難勧告、指示等の実施責任者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織や消防団等の協力を得て、できるだけ地区単位等で集団避難を行なうものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。

①避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

②危険な地点には標示や縄張りを行う外、状況により誘導員を配置して安全を期すること

③住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。なお、深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、「避難が困難な場合は、自宅内外のより安全な場所に逃げてください」などの表現等で、安全な場所への避難を促すものとする。

### 3. 災害時要援護者に関する避難支援計画

避難の指示等の実施責任者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの災害時要援護者の災害予防対策について、県災害時要援護者避難体制指針及び五木村災害時要援護者支援計画（全体計画）に基づき、要援護者支援体制の整備を図るものとする。

更に災害時要援護者管理システムの導入により、避難支援計画（個別計画）を策定し、要援護者への支援体制を強化する。

また、避難所での生活において特別な配慮を要する者に対しては、介助員を配備した福祉避難所を提供することとし、村内2箇所の事業所を福祉避難所として指定している。更に、それぞれの施設には、災害時要援護者用として、簡易ベッド・車いす・ポータブルトイレ等の備品を配備し、避難時の支援を行なう。

### 4. 教育機関等の避難計画

教育委員会又は学校長等は、在校中の児童生徒の避難が避難命令権者の指示に基づき速やかに実施できるよう、平素から連絡網の整備を行い、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとし、次の事項についての対策を十分講じておくものとする。

また、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と村間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 情報の伝達・収集等
- (2) 避難の指示等
- (3) 避難の誘導
- (4) 下校時の危険防止及び校内保護
- (5) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項
- (6) 計画書の策定

### 5. 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所開設及び収容等の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

#### (1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

村は、避難場所の安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとする。なお、避難所施設の開設にあたっては、あらかじめ定めていた避難所開設

者に連絡し、速やかに開錠を行うものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として設置する。

(2) 収容する罹災者

- ① 住家が被害を受け住居の場所を失った者
- ② 現実に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者
- ③ 避難勧告等の出た場合で現に被害を受ける恐れのある者

(3) 期 間

原則として災害発生の日から最大10日以内

(4) 住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所を収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として村職員)を定めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

村は、避難所を設置したときは、あらかじめ定めていた避難所カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するものとする。なお、避難所開設の報告にあたっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」により行うものとする。

- ① 避難所開設の日時および場所
- ② 箇所数および収容人数
- ③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

## 6. 避難場所の選定

村は、住民の生命、身体の安全を確保するため、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとの避難場所をあらかじめ選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。また、避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施するなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

避難場所については、ハザードマップ等を活用し、次の事項に留意して整備及び選定を行うものとする

- ア 洪水等の危険地帯においては、地形に安全な場所であり、水流、湛水に耐える建造物であること。
- イ 火災等の発生時の危険地域においては、風上の方向で、家屋密度の低い地帯にある耐火建造物等であること。
- ウ 地震または、土石流、地すべり、がけ崩れの危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り耐震性の強い建造物とし、地域に適切な避難場所がない場合は、想定される外力に対して安全な建造物であること。
- エ 強風時の危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り耐火建造物であること。

## 7. 速やかな避難所開設のための体制構築

村は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難勧告等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

## 8. 避難所運営マニュアルの作成等及び適切な管理運営

災害時に設置される避難所については、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。

また、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行い、適切に運営管理するものとし、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

## 9. 孤立化地域対策

農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう通信設備(衛星携帯電話等)の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

## 10. 避難の報告

避難の報告は、県計画様式第4号(資料編)による。

## 11. 広域的な避難収容

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めるものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 12. 被災者等への的確な情報活動関係

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

## 第10節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は別冊資料のとおりである。

## 第 1 1 節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、或いは生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者の保護を図るものとする。

### 1. 実施機関

救出は原則として、村長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとするが、基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は勿論、災害の現場にある者は救出を実施し、又は村長に協力するものとする。

### 2. 作業班の編成及び組織

①作業班は、その災害の現況に応じて村長が編成する。

②救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

### 3. 関係機関の連携

村長は、救出活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から県、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

また、警察、消防、自衛隊等の実働機関へり、防災消防へり、ドクターへり等は、必要に応じ連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を関係機関へ要請するものとする。

## 第 1 2 節 死体捜索及び収容埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況からして既に死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るものとする。

### 1. 実施機関

死体の捜索及び処理等は村長が警察機関、消防機関等の協力を得て行うものとする。ただし災害救助法を適用した場合は県計画の実施方法による。

## 第 1 3 節 公安警備計画

災害に際し住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公安と秩序を維持するため、村は警察その他の機関及び村民と協力して応急措置の活動にあたるものとする。

### 1. 災害時における活動

- ① 人命の救助、避難誘導及び保護
- ② 行方不明者の捜索及び検死
- ③ 制限及び規制
- ④ 被災地の防犯
- ⑤ 漂流物等の処理



## 2. 突発的災害に対処する警備活動

- ①大規模な交通事故 ②火薬その他危険物の爆発事故
- ③各種集会、催し物、その他雑踏に付随して発生する大規模な事故

## 第14節 食糧供給計画

罹災者及び災害応急現地従事者等に配給する食糧の確保と炊き出し、その他食品の給与は次の要領に基づいて実施する。

### 1. 実施機関

罹災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の給与は、村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されるときは知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行う。

### 2. 供給計画

#### (1) 主食、副食、調味料の調達方法

##### ①米穀の応急配給

村内の米穀販売所より調達して応急配給を行う。なお、村のみで実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

##### ②副食、調味料の調達

副食、調味料は村内の小売業者に連絡のうえ供給するが必要に応じ、熊本県味噌・醤油工業組合へ連絡のうえ供給する。

#### (2) 炊き出しの方法

民間団体活用計画に基づき婦人会等の協力を仰ぎ必要に応じ実施する。

#### (3) 調達、来援物資の集積場所

調達、来援物資の集積場所は、五木村役場とする。

## 第 15 節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

### 1. 実施機関

- (1) 罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施する。但し、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行う。
- (2) 本村のみでは実施が不可能な場合は、隣接市町村、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2. 生活必需品の範囲

#### (1) 範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

- ① 寝具類(毛布等)
- ② 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ③ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ④ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑤ 日用雑貨類(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑥ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑦ 燃料
- ⑧ その他(ビニールシート)

### 3. 救助法に基づく措置

救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与については、同法及び運用方針によるほか県計画に基づき措置する。

### 4. 物資の調達方法

- (1) 村長は原則として罹災者に対して最小限度の生活必需品を一括購入して調達する。
- (2) 調達物資集積所

調達物資集積所は五木村役場とする。

## 5. 労務供給

生活必需品の購入及び配付に必要な労務者については第24節「労務供給計画」の定めるところによる。

## 6. 生活必需品の円滑な提供

生活必需品の円滑な提供のため、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報発信を行うものとする。

# 第16節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のため住家が滅失したり災者に対し、住家を貸与し又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、罹災者の居住安定を図る。

### 1. 実施計画

- (1) 罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は災害救助法が適用されたときは村長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合であっても、村長が実施するが、本村のみで処理できないときは隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施する。

### 2. 救助法による応急仮設及び住宅応急処理

救助法が適用された場合の応急仮設住宅応急修理については、同法及び運用方針によるほか県計画によるものとする。

### 3. 仮設住宅及び住宅修理計画

- (1) 資材調達方法  
資材の調達にあたっては、製材業者に連絡をなし村長が調達先において受理する。
- (2) 仮設住宅設置予定場所及び敷地所有者との協定  
災害の現況に応じ村長が指定し所有者と協定するものとする。
- (3) 労務の調達方法  
労務の調達方法については第24節「労務供給計画」による。

### 4. 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理は、村長が行う。この場合、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。また、家庭動物の受け入れについては、五木村営住宅条例施行規則を準用する。

### 5. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合は、五木村営住宅条例第4条に基づき、最大限の配慮を行うものとする。

## 6. 民間施設の提供

民宿等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努め、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

## 第 17 節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し罹災者の保護を図る。

### 1. 実施機関

- (1) 罹災者に対する飲料水供給の実施は、※感染症予防法その他により村長が行う。但し災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行う。(※=感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
- (2) 本村のみで処理不能の場合は、隣接市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を求めて実施する。

### 2. 補給水利の所在等

村内各集落の共同給水施設の水利を利用する。

### 3. 給水方法

隣接水道又は近郷水道より給水槽、桶等を用いて搬水し、消毒(残留塩素0.2PPM以上)のうえ緊急給水を実施するものとする。又必要に応じ自衛隊の給水車派遣を要請する。

### 4. 給水施設の応急復旧

災害を受けた給水施設は、早急に調査のうえ復旧を実施するものとする。

## 第 18 節 医療、助産計画

災害時における罹災住民に応急的に医療を実施し又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

### 1. 実施機関

- (1) 罹災者に対する医療、助産の実施は、災害救助法が適用されたときは知事が行い、その他の場合は村長が行う。但し知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行う。
- (2) 本村のみで処理不能の場合は、国・県及び人吉総合病院並びに、その他関係機関の応援を求めて実施する。

## 2. 救護班の編成

災害対策本部編成表の民生対策部による救護班

## 3. 救護所の設置予定場所

①五木村役場 ②村内各集会所等及び小中学校

## 4. 医療施設の安全性の確保

災害時の十分な医療の提供のため、平素から医療施設の安全性の確保に努めることとし、五木村診療所の指定管理者である人吉総合病院に対し次の事項に関して必要に応じて指導、助言を行う。

- ① 医療施設における安全性を確保すること。
- ② 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- ③ 医療施設の職員に対し、避難訓練を実施すること。
- ④ 医療施設の避難路の確保と周知を行うこと。

## 5. 医療用備蓄資材の状況及び資材の調達方法

軽易なものは役場に備蓄し、災害の規模態様によりいつでも調達できるよう充分配慮するものとし、応急処置ができないときは県その他の医療機関の応援を求めるものとする。

## 6. 人吉総合病院との医療救護活動における連携

人吉総合病院と「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、適切な医療提供体制を整えるものとする。

## 第19節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し感染症予防法の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な対策を実施することにより、災害時における罹災住民の民心安定を図る。

### 1. 実施責任

村長は知事の指示に従って、防疫上必要な措置を行うものとする。

### 2. 検病調査及び健康診断

(1) 本村における感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努めるとともに、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒その他必要な予防措置を講じる。

(2) 編成及び調査対象

「調査班」は医師1名、保健師（又は看護師）1名及び助手1名をもって編成し、その調査対象は1日平均60戸（200人）とする。

### 3. 防疫業務の実施基準

- (1) 災害の発生により防疫業務を必要と村長が認めた場合は緊急度に応じ計画的に実施する。
- (2) 検病調査の結果必要があるときは、強制健康診断を行う。(感染症予防法第17条)

### 4. 防疫実施方法

- (1) 災害の実態を速やかに調査し、その規模の態様に応じ検病調査及び健康診断、清潔、消毒の施行、鼠族・昆虫の駆除、用水の供給、患者の収容、隔離、臨時予防接種等を実施する。
- (2) 備蓄機材及び資材調達等  
軽易な応急防疫資材については現在役場等に保管してあるが、必要に応じ速やかに調達できるように配意するものとする。
- (3) 輸送用車両  
輸送用車両としては役場公用車を使用するほか、村内車両所有者に依頼し万全を期するものとする。

## 第20節 清掃計画

### 1. 実施機関

- (1) 清掃法(昭和45年法律第137号)に定めのあるもののほか、災害時における被害地の清掃については村長が実施する。
- (2) 被災の規模により本村のみで処理不可能な場合は、人吉保健所又は県廃棄物対策課に連絡し、近接市町村あるいは県の応援を求めて実施する。

### 2. 汚物の収集及び処理方法

- (1) 塵芥集積所については災害の地域等に応じその都度指示するが処理については原則として焼却するものとする。
- (2) ふん尿汲取処分については、業者に依頼して行う。

### 3. 廃棄物対策

被災地におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る必要がある。「五木村災害廃棄物処理計画」に基づきながら次の処理に当たる。

#### (1) ごみ処理活動

収集車など不足が見込まれる場合は、他町村、関係業者の協力を要請する。

なお、腐敗性の高い可燃ごみは、防疫上、最優先で収集運搬し、処理施設へ搬送する。

#### (2) し尿処理活動

被災により機能していない汲み取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り、清掃、周囲の消毒を実施するとともに、迅速に仮設トイレを配置するものとする。

### (3) 産業廃棄物処理

- ①災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そのため、仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。
- ②産業廃棄物は、リサイクルを考慮して、現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、リサイクル処分、処理処分を実施する。

## 第21節 交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の応急復旧及び交通の規制等により交通の確保を図る。

### 1. 交通危険箇所の調査及び措置

#### (1) 実施責任者

村長は村が管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合は調査班を編成し当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行う。

#### (2) 危険箇所の調査及び報告等

- ①調査班は、村の管理に属する道路について危険箇所を発見したときは速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、その他被災の状況等を村長に報告するものとする。
- ②村長は、調査班による報告を受けたときは、その状況をただちに球磨地域振興局土木部長へ報告するとともに関係機関の長へ連絡する。

#### (3) 応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策については、国及び県の出先機関並びに建設業者に保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期する。

### 2. 交通規制の措置

- (1) 村長は道路の破損、決壊その他の状況により規制又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な回り道の標識をもって明示し一般の交通に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 道路標識施設の設置基準は県計画に基づくものとする。

## 第22節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資機材等の緊急輸送力の確保を図り応急措置の万全を期する。

### 1. 実施機関

基本法第50条及び第51条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関で処理不可能の場合は、公共機関、地方公共機関及びこれに準ずる者等で輸送を営業とする者、又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

## 2. 防災消防ヘリコプターによる輸送

村長は、災害時に必要な人員、物資、資機材の陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、または空中輸送が適切であると判断した場合は、知事に対して、防災消防ヘリコプターの応援を要請するものとする。

## 第23節 障害物除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して罹災者の保護を図る。

### 1. 実施機関

(1) 障害物の除去は村長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が実施するものとする。

(2) 道路法による道路における障害物の除去は「交通対策計画」により、それぞれの管理者が実施するものとする。

### 2. 障害物の除去方法等

#### (1) 障害物除去の対象

- ①当面の日常生活が営み得ない状態であること。
- ②日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- ③自己の資力をもっては障害物の除去ができない者であること。
- ④住家は半壊又は床上浸水したものであること。

#### (2) 除去の方法

村長は人夫又は技術者及び消防団員等を動員して除去を実施する。

#### (3) 除去の期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

## 第24節 労務供給計画

災害応急措置を実施するために労務者を必要とするときは、関係機関へ要請し労務者の確保に万全を期するものとする。

### 1. 労務者の要請

(1) 村長は災害応急措置について労務者を必要とするときは、県球磨地域振興局長に対し文書又は口頭をもって要請をする。

(2) 村以外の機関において災害応急措置の実施のために労務者を必要とするときは、当該機関の長は直接球磨公共職業安定所長に対して文書又は口頭をもって要請すること。



(3) (1) (2)の要請を行うときは次の事項を明らかにしなければならない。

- ① 求人者名
- ② 職種別所要労務者数
- ③ 作業場所及び作業内容
- ④ 労働条件
- ⑤ 宿泊施設の状況
- ⑥ その他必要事項

## 第25節 文教対策計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、基本法及びその他の法令に基づき児童生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

### 1. 実施機関

- (1) 村立小中学校の教育施設の災害応急復旧計画は村長が行う。
- (2) 村立小中学校の児童生徒に対する災害応急教育対策は教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき又は村で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会並びに各関係機関の協力を求めて実施する。

### 2. 文教施設の応急復旧対策

- (1) 村長は、学校施設が罹災した場合はまず応急復旧を行い速やかに教育実施ができるよう教育委員会に協力するものとする。

### 3. 応急教育実施の予定場所及び方法

- (1) 教育委員会は災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し災害の程度に応じて適切な指導を行う。
- (2) 応急復旧が不可能な場合は被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館、寺院、その他民有施設等の借上げを行う。
- (3) 災害の状況によっては近隣市町村の小中学校施設への委託等により教育の充実を図る。
- (4) 教育委員会は学校長、出先の県球磨教育事務所長と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を惹起しないよう教育実施者の確保に努めること。
- (5) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告すること（災害救助法適用の場合は村長を経由して報告）
- (6) 学校給食の施設、設備、物資等に被害が生じた場合は村教育委員会から県教育委員会に速報する。

## 第26節 民間団体活用計画

災害における民間団体（婦人会等）の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保し災害応急対策の万全を期する。

### 1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用計画は村長又は教育委員会が協力を求めて行うが、本村のみで処理不可能な場合は被害をまぬがれた隣接市町村に連絡し、当該市町村に協調を求める。
- (2) 大規模な災害又は広範囲にわたる災害であって、本村のみで処理できないときは知事又は県教育委員会に要請する。

### 2. 組織の種別・活動範囲及び内容

- (1) 組織は婦人会等とする。
- (2) 活動の範囲は、災害の規模又は被災の範囲によって異なるが、概ね村内全域とする。
- (3) 活動内容は、被害の程度により異なるが、概ね次のとおりとする。
  - ① 婦人会等は、主として災害直後の焚き出しに従事する。
  - ② その他必要と認めるもの

## 第27節 消防計画

災害等の非常事態において、村長が基本法第58条の規定により消防団の配置及び出動を要請した場合、団長は団員の配置及び出動を指示し災害の防御に万全を期す。

### 1. 配置及び出動体制

団長は、村長より配置及び出動の要請を受けた場合、分団長を通じ団員の配置及び出動を指示するものとするが、その体制は注意、待機、警戒及び出動の4体制とする。

#### (1) 注意体制

##### ① 配置の時期

気象業務法に基づく災害に関する警報が発表されたとき、又は災害発生の恐れがある場合及びその他村長が必要と認め団長に対して当該体制を要請した場合。

##### ② 配置

当該体制の配置及び連絡先は次表のとおりとする。

区分	配置（連絡）場所	配置人員
本部	五木村役場内 Tel37-2211	村職員2名
分団	各分団長宅	分団長が指示した者 2名

##### ③ 職務

分団長は②により団員を配置した場合、その団員をして予警報の伝達、災害情報の収集にあたるものとする。

## (2) 待機体制

### ①配置の時期

局部的に災害発生のおそれがあり又は発生した場合及びその他村長が必要と認め団長に対して当該体制を要請した場合。

### ②職 務

分団長は、団長より当該体制の指示があった場合は速やかに団員と連絡をとり、団員は直ちに出勤できる体制で自宅に待機するものとする。

## (3) 警戒体制

### ①配置の時期

災害発生のおそれがあり又は発生した場合及びその他村長が必要と認め団長に対して当該体制を要請した場合。

### ②職 務

分団長は、団長より当該体制の指示があった場合必要な団員を召集し、その団員をして分団区域内の危険箇所を巡回するなど警戒にあたるとともに、必要な資機材を準備し出勤準備を整えるものとする。

## (4) 出 動

### ①出勤の時期

災害が発生又は危険と認めた場合、村長は団長に対して団員の出勤を要請するものとする。

### ②出勤時における編成

出勤時における消防団の編成は、資料編のとおりである。

### ③配 置

団員は、分団長の指示により全員出勤する。

### ④職 務

出勤した団員は、副団長及び分団長の指示により人命財産の保護等災害の応急対策にあたるものとする。

### ⑤応援要請

出勤した消防団員は災害の状況により各地域において応援が必要となった場合、応援を必要とする場所、人員及び資機材等を消防団長を通じて速やかに村長へ連絡し応援を求めるものとする。

## (5) 林野火災に対応する空中消火

大規模林野火災が発生し、又は大規模となる恐れがある場合、次の措置をとるものとする。

①村長は、人吉下球磨消防組合中央消防署と協議し、知事に対して、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣を要請するものとする。

②村長は、知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づきヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣を要請するものとする。

## (6) 配置及び出勤体制の解除

村長の要請により配置及び出勤した消防団員は、村長の通知により消防団長が指示したとき当該体制を解除するものとする。

## 2. 活動報告

災害に伴い、1の各体制により活動した消防団員は、各分団毎に村長に対して出動報告をするものとするが、その方法は次のとおりとする。

- (1) 活動を始めたとき、村長に対して電話その他迅速かつ確実な方法で報告するものとする。
- (2) 活動終了後、村長に対して別に定める様式で報告するものとする。

## 3. 緊急消防援助隊の要請

### (1) 緊急消防援助隊の出動要請

村長は、災害の状況、本村の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

### (2) 応援等調整本部

- ① 村長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、五木村での活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて五木村応援等調整本部を設置するものとする。
- ② 応援等調整本部の構成員は、村長又はその委任を受けた者、五木村派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表とし、村長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項を行う。

- ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- エ その他必要な事項に関すること

### (3) 熊本県応援等調整本部への派遣

五木村を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、村長が指定する職員を派遣するものとする。

## 第28節 公共土木施設応急工事計画

公共施設（公共土木施設、農地及び農業用施設等）の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定をはかる。

### 1. 公共土木施設

公共土木施設（国土交通省、熊本県、五木村の管理する施設）災害によって河川道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

#### (1) 実施機関

- ①河川 イ. 一級河川の直轄管理区間は国土交通省  
ロ. 一級河川の内指定区間及び二級河川は熊本県
- ②道路 イ. 一般国道及び県道については熊本県  
ロ. 村道、林道、作業道、農道については五木村

(2) 道路の現況及び危険予想箇所

道路の現況並びに危険の予想される箇所は資料編のとおりである。

(3) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するにあたり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は村内の建設関連業者で構成される五木村緊急災害対策企業体に協力依頼するものとする。

(4) 応急工事の施工

仮道工事・仮栈道工事・仮橋工事・仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度を考慮のうえ、次により迅速かつ重点的に実施するものとする。

①緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食糧及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため早急に復旧を必要とする道路について交通の確保を図るものとする。

②その他の交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、迂回道路による交通の確保を図るものとする。

## 2. 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼす場合で、緊急やむをえず応急工事を施行しなければならない場合は次により行うものとする。

(1) 実施期間

①農地・農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事はそれぞれの管理者が行うものとするが、これらの管理者において施行が困難な場合は村長が行うものとする。

②前記①において実施不能な場合は県または県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(3)により確保するものとする。

## 第29節 水防計画

水防計画については五木村防災計画書に基づき一元的に行い水防対策の万全を期する。

## 第30節 農林部門応急技術対策計画

農林部門の応急技術対策については県計画に基づき水害、風害及び雪害等の技術対策を行い万全を期するよう指導する。

### 第 3 1 節 電力施設応急対策計画

本村における送電線及び配電線は溪谷・山野をぬって全村域施設されている。しかし、地形的、気象的条件からこれらの電力施設は災害を受けやすい状態にあり、この災害応急対策については九州電力人吉電力所・チツ頭地発電所及び下中村揚水場と緊密な連絡をとり万全を期する。

### 第 3 2 節 生業資金貸与計画

災害を受けた低所得者に対して必要な資金を貸付け、速やかに自立更生を図ることを目的とする資金の種別は概ね次のとおりであるが、県と緊密な連絡のもとに県計画に基づき実施する。

- ①救助法による生業資金
- ②更生資金
- ③世帯更生資金
- ④母子福祉資金

### 第 3 3 節 災害応急融資計画

災害応急融資計画については県計画に基づき実施するが、融資種別は次のとおりである。

- ①中小企業災害応急融資
- ②農林漁業災害応急融資
- ③農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
- ④自作農創設維持資金

### 第 3 4 節 地震災害対策計画

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。本節においては、地震発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。

#### 1. 指揮系統

大地震が発生した場合、村長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

##### (1) 命令系統

- ①大地震が発生した場合、村長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ②村長に事故があった場合には、副村長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。

##### (2) 連絡系統

- ①村内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、総務課長は直ちに村長及び副村長に連絡を行い必要な指示を受けるものとする。また、関係課長にも速やかに連絡するものとする。
- ②指揮系統に属するものは、在勤庁舎を離れる場合は、常に携帯電話を所持するものとする。
- ③電話回線途絶により連絡不能の場合、総務課長は、無線使用等により村長に連絡するものとする。(※指揮系統図参照)

## 2. 組織の確立

地震による災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合は次の措置を講じるものとする。

### (1) 職員の配置

#### ①第1警戒体制

震度4の地震が発生した場合は、総務課職員2名による警戒体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、総務課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

#### ②第2警戒体制

震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに「災害情報連絡本部」を設置し、第3章第2節2(1)②による第1次待機班を召集し警戒体制をとるものとする。

勤務時間外に震度5弱以上の地震の発生をテレビ、ラジオ等で確認した場合、関係職員は直ちに自主登庁をするものとする。尚、職員が登庁していない場合は、総務課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。

#### ③震度6弱以上の地震が発生した場合

職員全員が対応するものとし、直ちに村長の指示により、「災害対策本部」を設置するものとする。

勤務時間外に震度6弱以上の強い地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁をするものとする。ただし道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡をするとともに最寄りの消防団員と応急活動に従事するものとする。

### (2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

### (3) 現地本部

大地震により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

## 3. 応援協力体制

大地震による被害が発生したときは、直ちに関係機関との相互連絡を密にし、応援協力体制を確立し万全を期するものとする。

## 4. 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第4節通信設備利用計画による。

## 5. 災害状況の把握及び広報

①災害状況の収集は、第3章第5節情報収集及び被害報告取扱計画による。

②村民に対する広報は、第3章第6節広報計画による。

## 6. 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第9節避難計画による。

## 7. 災害弱者の事前把握

①在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行い災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

②民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

8. 消火対策

大地震における消火対策は、大火が予想される為、水利の確保はもとより常備消防である人吉下球磨消防組合北分署と連携を図り、消防団の組織、施設整備を整え、その対策にあたる。

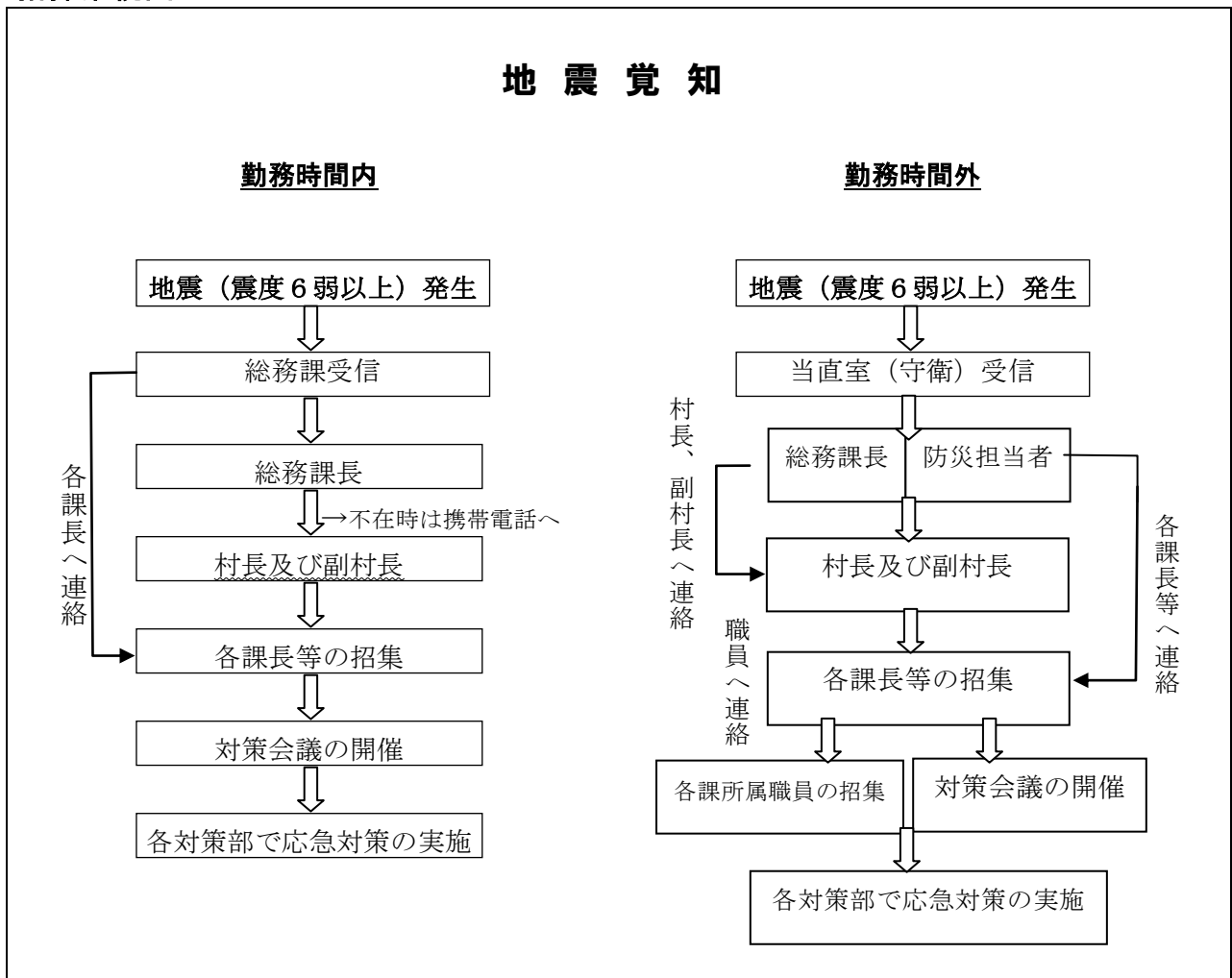
9. 救出計画

大地震時における被災者の救出は、第3章第11節救出計画による。

10. 輸送計画

大地震時における必要な人員及び物資、資機材等の輸送は第3章第22節輸送計画による。

指揮系統図





## 第35節 建築物等災害予防計画

### 1 建築物等の耐震化の促進

地震等による建築物の倒壊等の被害から村民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上に努めるものとする。また、村有施設等の耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止対策に取り組むものとする。特に、村の防災拠点施設や避難施設等については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むことに努める。

### 2 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

#### (1) 防災知識の普及

建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

#### (2) 落下物による危険防止

建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための啓発を行う。

#### (3) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための啓発を行う

#### (4) 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

## 第36節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア(個人・団体)は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できる体制の整備を図ることに努める。

## 1 地域福祉の推進

村や村社協は災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などの活動に努めるものとする。

また、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるよう努める。

## 2 関係機関との協働体制の構築

村や村社協は、区長会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを作成するなど各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

## 3 ボランティアの体制整備

災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容等について理解促進を図るものとする。

## 4 ボランティアの活用

村や村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを村単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

村や村社協等は、関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるような活動場所を確保するものとする。